

第2号様式(第12条関係)

令和4年度第5回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 令和5年3月16日(木曜日) 10時00分～12時00分
- 2 場 所 大和市役所 本庁舎5階 全員協議会室
- 3 出席者 委員 15人
(中林会長、野澤委員、柏木委員、栗城委員、古橋委員、松本委員、安藤委員、井上委員、金原委員、山崎委員、大場委員、清水委員、高橋委員、
神田委員については大和警察署から酒井氏が代理出席、
齋藤委員については厚木土木事務所東部センターから小島氏が代理出席)
事務局 7人
・街づくり施設部長
・街づくり計画課 4人
・関連課(街づくり推進課) 2人
- 4 傍聴人数 0人
- 5 議 題 (1) 大和都市計画区域区分(中央森林東側地区)について(諮問)
(その他)第8回線引き見直しについて
- 6 議事要旨 ・会議資料に基づき、事務局から説明を行った。
・質疑応答及び意見交換を行った。
- 7 会議資料 (1)大和都市計画区域区分(中央森林東側地区)について(諮問)
…【資料1～4】
(その他)第8回線引き見直しについて

<議題>

(1)大和都市計画区域区分(中央森林東側地区)について(諮問)

<審議経過など>

～議題(1)について、事務局の説明～

(会長)

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いします。

(委員)

前回の都市計画審議会では、本日に地区計画も含めて全てを決めるという説明だったが、地区計画等の市決定の内容についてはまだ議論の余地があり、検討を継続されていると聞いて安心した。線引き見直し自体については特に反対ではなく、賛成したい。まだ議論の余地があるとすれば、市の説明の終盤で緑化する根拠がないというように聞こえたが、委員からのコメントのとおり、市民にとっては市の中央に位置する緑地の一部という認識があるのではないか。そのため、他の地区計画よりもスペックの高い緑化を目指すことを要望したい。

また、1点質問したい。土地利用の方針について、C地区では「地5-2号線及び地6-1号線沿いに歩道状空地を設け、前面道路の歩行者空間と連続させることで幅員2メートル以上の歩行者空間を確保する。」及び「中央の森との緑の調和及び景観に配慮し、歩行者空間に隣接して幅員1メートル以上の緑地帯を設ける。」と記載されている。内容は結構だと思うが、具体的にどのように実現していくのかが地区整備計画に書かれていない。どのようにお考えか。

(事務局)

C地区の東側及び南側に、それぞれ5メートル及び6メートルの幅員で地区側に後退する地区施設道路の設定をしている。C地区の利用については事業者と地権者とで話が進んでいる段階であり、敷地の範囲が決定していない。開発許可の基準もあり、5メートル及び6メートル以上の幅員になる可能性もある。この幅員の中に歩道が設けられた場合、歩道部分を合わせた幅員が2メートル以上となるように歩行者空間を確保する旨を、土地利用の方針に記載している。そして、その歩行者空間に隣接して幅員1メートル以上の緑地帯を設ける旨を、同じく土地利用の方針に記載している。これらの内容は、先程申し上げたとおり、敷地が決定していないため、地区整備計画に記載できない状況である。そのため、土地利用の方針に記載させていただき、事業者との協議を進める中で、この方針によってお話をさせていただくという考えである。

(委員)

市の考えは理解したが、その考えでは将来的に担保できるか危うい。事業者との協議も大事であり、前回の審議会では協議調整型の地区計画の話もあったが、事業者が変わった場合も想定された方がいいのではないか。

(事務局)

先程の回答に補足させていただく。歩道状空地を地区施設に位置付けることで担保性は確保できるが、C地区が一つの敷地になっていないため、決めきることができない状況である。そのため、壁面位置の制限を敷地規模で設けることを検討している。具体的に歩道状空地と緑地というものではなく、建物を後退させることで、そこに歩道状空地と緑地を配置できるようにしておくという内容で検討中である。

(委員)

是非、お願いしたい。

(会長)

事務局からの説明の壁面線の指定では、敷地境界から後退した壁面までの間の敷地をどのように使うかまでは決められない。そのため、そこに歩道状空地及び緑地帯を入れることを、やはり地区計画で担保しておかなくてはいけない。現在の記載は、C地区が一つの大規模敷地にならない場合を想定しての話だと思われるが、先程の壁面線の後退をどのように設定する考えか。C地区の全てが一つの大規模敷地になった場合、単純に道路境界線が決まり、その内側のどこまで建物を設定して良いか決定する。しかしC地区内に宅地が残った場合、同様に制限がかかる。例えば地6-1号線にはコンビニが面しているが、このコンビニが残った場合、そこに歩道状空地及び緑地帯を設定することが可能なのか。道路がへび玉になってしまうことは、都市計画的にも良くないものであり、歩行者にとっても使いにくい。全体で一つの街区として整備することが、歩道状空地及び緑地帯を整備する上で一番良い方向になると思っている。時間はあまりないが、そうした内容も踏まえて地権者との協議を進めていただきたい。

そして、事業者が変わった場合を想定という委員のご意見は、まさにそのとおりである。将来的に用途が変わることもあり得る。事業者が撤退し、人口も減少して、大きな店舗を誰もやらないという状況になったとき、地権者が個別に住宅を希望することも考えられる。あるいは福祉施設を計画したいが、こんなに大きいもの建てられないという状況も考えられる。今回の地区計画案の前提は、ほぼ1ヘクタールに近い大規模な街区を前提にしてきている。最低敷地限度は500平方メートルという内容であり、敷地の縛りはあるものの、インフラ整備の計画にはなっていない。事業者が変わり、C地区の大規模敷地での活用という前提が崩れた場合には、地区計画自体を作り替えなくてはいけないであろう。前回の審議会での委員のご意見のように、固定的な運用ではなくて、協議をしてより良いまちを持

続的に担保する。あるいは協議をしてより良いまちに変化させていけるような弾力的な運用ができるように検討していただきたい。市長が特に定めるものは建築規制としても良いとする等、協議の足がかりになる内容も含めて記載していただくと良いのではないかと。

関連して1点質問したい。C地区の真ん中に公道があるが、市の所有している道路を廃止するという理解で良いか。都市計画的に位置付けのない道路だが、道路としては廃止して、その土地を地5-2号線及び地6-1号線等に振り分けて拡幅する考えか。

(事務局)

ご質問のあったC地区内の道路は、市が管理する幅員4メートルの道路である。先程申し上げたとおり、事業者と権利者が土地利用について話を進めている。事業者が、現在の道路部分も含めて敷地に取り込みたいと希望する場合、市の道路管理者側と協議のうえ、付け替え等の可否についての協議を行う。付け替えが可能な場合、一つの敷地として大規模施設という計画になる。今後、付け替えについて協議ができることを考慮して、現時点では地区施設道路という位置付けをしていないものである。

(会長)

付け替えを想定しているということか。現時点ではまだ考えていないということか。また、道路を廃止して道路面積を減らすことは可能なのか。

(事務局)

現時点では、道路区域を含めて開発区域として、道路と同面積を周辺の道路に付け替える考えである。具体的にどこに付け替えるかの決定はできないが、想定としては、周囲の道路に付け替えることを考えている。

(委員)

これまでの説明では、事業者の開発行為のために審議している印象である。委員のご意見にあった元々のマスタープラン等とも相容れていない。都市計画審議会として、この市街化調整区域を市街化区域に編入させることを審議している際に、まだ決まってもいないことを先に地権者と事業者が協議していること自体、甚だおかしい。苦言を言っても仕方がないので、具体的な話をさせていただく。事業者が仮にホームセンター等を計画した場合も、県警協議では交通処理上問題ないと結果が出ているとのことだが、地6-1号線から南大和相模原線に出てくる場所に信号がない。これは地区整備の話であり、ここで審議することではないかもしれないが、甚だ疑問に感じる。東名高速道路を抜けた北側、国道246号大和厚木バイパス線の交差点はいつも渋滞している。そのため、C地区に大規模施設が建った場合、この地6-1号線が生命道路となる。西側の南大和相模原線に出てくるコンビニ及びファミリーレストランの交差点に信号計画がないと、非常に危うい。地6-1号線から東側については、前回は申し上げたとおり、大和小学校のスクールゾーンである。商業

施設の運営にあたっては、子供たちの登下校時のことが非常に心配である。今回の中央森林東側地区だけではなくて、広域で検討することを具体的に目指していただきたい。

(会長)

前回の審議会でも通学路の安全対策についてご意見があり、事務局の説明の終盤でも触れられていた。歩道状空地があるから良いというものではなく、先程も意見したとおり、道路をへび玉にはいけない。四差路ではなく三差路の扱いになるが、当然、信号を設置しなくては交通量をさばききれないため、警察との協議によって信号を設置していただく必要がある。また、郵便局側から北上した際に、手前での右折の可否の影響は大きい。左折で回す場合は、地 6-1 号線、地 5-2 号線、それから国道 246 号バイパス線という回し方が可能だが、信号は不可欠である。6 メートル幅員で 2 車線の場合、歩道はほぼ取れないため、歩道状空地頼りになってしまう。人の集まる賑わいの場のインフラとしては、やはり少ない。まずは安全に車を回すことが重要である。渋滞が発生した場合、全て止まってしまうため、路上駐車はできない。駐車場が満車になった場合には、ぐるぐると車を動かせるように考えなくてはいけない。通常の交差点とは違うことを含めた取り組みが必要である。そして、国道 246 号バイパス線での右折は難しいため、動線計画はしっかりと検討していただかないといけない。道路について、敷地側からやれることはやっていただくことも含めての話である。地 6-1 号線と地 5-2 号線の道路整備については、お金を使うのではなく、付け替えでやるという考えのように聞こえてしまうが、それだけではなく、付け替えに加えて、きちんとした整備を行うことで、実際には 8 メートル幅員にする等、それぐらいのことを考えていただきたい。固定資産税も法人税も入るはずであり、先取りしてインフラ整備をすることが重要である。この場所で、単純に市街地をより良くするためだけではなく、市街化調整区域を市街化区域に編入することで、どのようなインフラ整備を行い、どのような土地にしていくのか。モデル的な市街地形成を図っていただく意味を持つ、非常に重要な地区計画だと捉えていただきたい。今後、中央の地区や西側の地区について、市街化調整区域から市街化区域に編入する際に、今回の地区計画を前提にして展開されてしまうであろう。今回の内容はその前例になるため、今の内容のレベルでやっているのは、インフラが貧弱な市街化しかできなくなってしまう。時間は限られているが、中央の地区や西側の地区をどのような市街地にするかもビジョンに含めた上で、地区計画を展開していただきたい。

先程の緑地の問題について、今回の地区計画の内容では、建築物の緑化率の最低限度が A~C 地区の全てで敷地面積の 3 パーセント以上になっている。しかし、開発の条例に基づく確保すべき緑化の面積については、1 ヘクタール以上の場合、敷地面積の 14 パーセントと定められている。そのため、地区計画での 3 パーセントという設定は、私は反対である。大規模開発による大規模敷地利用を前提にしているのであれば、C 地区の緑化率の最低限度は 14 パーセントにしておくべきである。将来的に細かい開発に移行する際に、500 平方メートルで 14 パーセントの緑化はできないという話になるため、それが地区計画を見直す

きっかけになる。大規模開発を前提とした14パーセントという緑化率を法定計画で定めることで、緑の緑地帯やドッグラン等を含めたグリーンスペースが確保され、賑わいの創出にも繋がる。最低でも14パーセント、可能であればもう少し緑地を確保していただきたい。どこに配置するかは、敷地内の緑化として、再度計画で決めていけばいい。委員からのご意見もあったが、公園としてこの場所を買い占めて農耕することが、この東側地区では難しい場合、それに代わるものを土地所有者の方々に最大限やっていただくことを担保することが大事だと感じる。

(委員)

前回は申し上げたが、今回の市街化区域の編入そのものについては、私は反対する立場ではない。ただし、編入後の土地利用が良好なものか、あるいは地域に貢献するものか、そこがまだ決定していない段階のため、この質疑で良い方向が見えるのであれば、賛成したい。良い方向が見えない場合、積極的な賛成はできない。そのような観点から、3点質問させていただく。

1点目として、区域区分は県決定であり、今回は県へ申出する市の変更案についての諮問だが、市街化区域に編入された後の事業計画については主には地区計画で担保するということである。その地区計画の内容を議論できる時間は、スケジュール的にどの程度あるのか。地区計画の条例縦覧がいつ頃から始まって、この審議会や他の場所で、地権者の方々を含めて、良好な開発や緑地を担保するための検討スケジュールがどの程度あるのか。この審議会で、今日の議論を再度検討する場が何回あるのか。もし今日のこの審議会が最後の場で、あとは行政に任せてくださいという回答であれば、相当不安である。今申し上げたような内容が、今後どうなるのか、是非このスケジュールで示していただきたい。資料には書きたくないように見えてしまうので、包み隠さず、状況をきちんと案内していただきたい。

2点目として、会長や委員からもお話があったが、一般的に市街化区域に編入する場合、その後の土地利用がしっかりするという事は、基盤やインフラの計画がしっかりしており、例えば建物の計画についても通常は区画整理によって基盤ができた上でそれが可能になるが、今回は基盤の計画がない。それを地区計画で一緒に行うこと自体に、相当な無理がある。そのため、先が見えないまま行き当たりばったりの議論になっている。しかし、今から区画整理を検討することも無理な話である。この地区計画の中で、いかに基盤の担保と土地の担保をセットで確保するかが大切である。先の見えない話が多いため、決めたくても決めきれない。そのため、私は前回、協議調整型や2段階等、時間軸を入れて発展させていくような地区計画をご提案した。そして先日、事務所でも議論させていただいたが、残念なことに、そのときの中身が全く反映されていない。ここからが質問になるが、資料には「地区計画の決定」と記載されているが、今回の内容はあくまでもたたき台であり、本日の議論を踏まえて、各委員からのご意見をできる限り盛り込み、よい良い計画にしていく考えはあるのか。もしくは、もうこの内容はほぼ決定であり、ここから先には進

みませんという考えなのか。後者の場合、申し訳ないが私は賛成の意思表示ができにくい。これから主に地区計画の話になるかと思うが、今後も議論を重ねて、地区計画の内容が変わっていくものだと理解しているのかどうか、これが2点目の質問である。

それを踏まえて、提案として3点目を申し上げたい。地区計画の内容として、緑化の規模や位置、形状等を決定したいが、どこに建築物が建つか分からないために決定できない場合、協議調整型の地区計画が有効のため、改めて提案をさせていただく。先程、地区整備計画に入れることが難しいとお話があったが、極めて簡単な方法がある。例えば、地区整備計画の道路の欄に備考欄が設けられているが、例えば、「C地区において道路及び通路の部分については、上記に定めるものの他、安心安全な道路交通計画の確保を図るため、市と協議し、市長の認定を受けた計画とする。」等、定型的な言語基準を入れることによって、市が認めないものを制限することができる。緑化率の最低限度についても、3パーセント以上と記載されているが、敷地面積に対して何パーセント以上という記載に加えて、「その位置、形状及び規模等については市と協議し、市長の認定を受ける。」と記載することもできる。場合によっては、「認定にあたっては、大和市都市計画審議会の意見を聞くものとする。」という内容を記載する自治体もある。市と話し合っただけで認められる計画でないといけないという内容で、そんなに難しい話でもなく、色んな自治体でやっている話なので、同様の計画であれば、今は詳細を決定できないが、しっかりと担保ができる計画になる。是非、検討していただきたい。

(事務局)

1点目と2点目について、スケジュールと内容を変えられるのかということだが、スケジュールについては、資料1の10ページに記載させていただいている。下段が、市の決定案件4案件のスケジュールであり、本日の都市計画審議会の内容を踏まえて、今後、検討期間ということ、5月初旬までを検討期間ということ、ここで予定している。ここまで検討を完了させたいという考えだが、その理由は区域区分についての県の公聴会が6月中旬から下旬にかけて予定されているためである。これは区域区分に関する公聴会であり、その直前に、市の都市計画説明会ということ、市の4案件の内容を住民等にご説明する機会を設けたいと考えている。この都市計画説明会にて、その説明ができるような内容を、ここまで決定しておかなくては説明ができない。そのために、その直前の5月の都市計画審議会の内容を固めたい。検討期間は非常に短い、本日以降、5月の都市計画審議会の報告までに、これまでの委員の皆様にご意見を市の方で検討させていただきたい。本日は資料2の地区計画の内容は、市と地権者との間で話した現時点での案ということ、地権者への説明も今後必要になるが、委員の皆様のご意見を基に、今後変えられるところは変えていく考えである。

また、3点目のご質問の、協議調整型の地区計画の検討については、現在検討中であり、今回の内容には盛り込んでいないが、可能な限りのことを考えたい。ただし、スケジュールについては5月上旬までが検討の期間という考えである。それまでに行うことを盛り

込むという考えで、スケジュールで進めていきたい。

(委員)

ありがとうございます。1点目については、次回の都市計画審議会が5月に予定されているため、本日の議論で出た意見を可能な限り取り入れて、次回に報告及び説明があるということに理解した。先程、私がこのような文章を入れたらいいのではないかと提案した内容は、5月までに中身の研究決定を要するものではなく、このような文章を入れておくことで、その先に色々なお話が出た場合も、対応が可能になるものである。行政が一方的に上から制限するという趣旨ではなく、地権者と行政、地域が知恵を出しあえば何でも可能である。価値を創出するために、全員で良いまちづくりをしようという話し合いの中で、特に道路等、交通安全計画については、今の段階で見えないものが多い。建物計画が出てきて初めて見えるものである。とても大切なエリアであるため、規模、位置及び形状によって、話し合いの中で一番良いものを出すための協議を行うということを宣言しておくだけでも構わない。5月の中旬までに結論が出るかどうかは関係ない。決して悪い話ではなく、ぜひ前向きにご検討いただくことが、この大和市にとって重要だと考えている。

(会長)

とても大事なポイントであり、既にこの案件は、我々から見たら後出しじゃんけんになっている。協議調整という点について、私がこの都市計画審議会の会長を委嘱されたときにお話をさせていただいたが、最後に諮問されて決定するだけの審議会ならば私はやりませんと断った。この先に何がしたいのかという報告をきちんとさせていただいて、議論の場と時間をくださいと申し上げてきた。より良い大和のまちづくりに寄与する審議会にできるのであれば引き受けますとお話をして、そのためにこの審議会では、報告案件が多く、諮問は年に一度あるかないかという形でやって来た。今回の案件については、そのような報告がほとんど無いまま、いつの間にか既定の事実のように話が降りてきて、これでいきますという話から始まっている。正直申し上げますと、私のやろうとしてきたこととは全然違う方向で、しかも非常に重要な決定を迫られているという思いをずっと感じている。そのため、出来ることをやりますという話ではなく、この際出来ないこともやっていただかないと、大和の将来にとって禍根を残すのではないかと。特に中央森林地区の残された範囲をいずれ市街化区域に編入することを考えると、今回の計画が悪い前例として残ってしまうことだけは、何としても避けたいという思いである。この思いについては、よく酌み取っていただいていると思うが、ゴールデンウィークもあるため、検討期間は2ヶ月もない。地権者の方々も、将来の子孫に残すべき財産をかけての開発行為をしようとしていることは分かる。私としても、将来の子供たちにどのようなまちを残すのかという点に命をかけて、やはり議論しなくてはいけないと思っている。出来ることはやりますと言われてしまうと、力が抜けてしまうので、可能な限りやっていただきたい。枠組みを書くこと自体はとても簡単である。躊躇するのは、この先の協議調整型のまちづくりを書き込むことで、

この地区計画を決定したから仕事が終わったという話ではなく、将来に渡ってこの計画を運営し、継続することが大きな仕事になる点である。事務局にとって、非常に重たい決意を持って、地区計画を作っていただくことになる。将来、子供たちにどのような大和市を残すかという責任がかかっているという思いで、ぜひ奮闘していただきたい。それぐらいしっかりと議論をして、どういう議論をその時にしていたのかを将来に残していかないと、私がやってきた意義がなくなってしまうので、議論を続けさせていただいている。

(事務局)

合意形成に時間を要していること及び第7回線引き見直しの期限が県から定められていることによって、ギリギリになってから中間報告及び諮問をさせていただいている状況について、大変申し訳ない。会長のおっしゃるとおり、最低でも1年半や2年前から市の考えを示すべきである。市街化区域編入は県決定として残っており、非常に重要な案件として、議論すべきものだと考えている。そのうえで、やはり市街化区域編入については、本日諮問への答申をいただきたい。当然、条件としては地区計画の案がまだ決定していない状況であるため、本日いただいたご意見を計画に活かし、もう一度見直した上で、都市計画説明会に進む必要があるが、その説明会についても、市の決定案の諮問事項を説明するものではなく、概略を説明するものである。小集团的なものは、後にプラスアルファで変えることが可能な内容もあるかと思うため、方法も含めて一度持ち帰って研究させていただきたい。5月の都市計画審議会ですべての市の案の諮問をしなくてはいけないというものではないと考えているため、その点についても研究させていただきたい。

道路や緑地の整備方法については、基本的に道路を減らすわけにはいかないため、当然C地区の真ん中の道路がなくなるものではない。必ず整備分ではなくプラスアルファということで、周りの道路に付け替えていく考えである。緑化率の最低限度については、大規模開発の際に条例に基づくパーセントを地区整備計画に掲げることを検討させていただきたい。個人的な考えとしては、日程的な見え方を気にすべきだと考えている。あと一つの方法として、公園は地区施設として指定できないが、例えば公開空地のような条件付ける等、そういった方法も検討し、いただいた意見を反映させるような案の変更を検討させていただきたい。

(会長)

時間がない中、可能なものはこの審議会ですべて出させていただきたい。地権者の方にも最終決定は都市計画審議会がするという要請があった旨を伝えていただいても構わない。都市計画審議会としては、将来に向かって、子供たちにより良い大和市を残すために、是非より良いまちづくりをしていただきたいということで、周辺の道路を子供たちが安全に使えるように、あるいは交差点で事故は絶対起こさないような車の回し方をするように、そして周辺に緑を残す公園は作らないが、その緑を担保するという意味で緑化率を特にC地区について整備する等、都市計画審議会としては考えている。将来、大街区で開発利用する

前提が崩れた際には、地区計画の改定をせざるを得ないということも含めて考えている。なぜならば、街区内にインフラが全くないためである。市街化区域に編入された際には、色んな土地区画整理が可能になるため、それを使って将来は是非とも土地区画整理をC地区はやるべきであろうと思っている。それを今はできないため、担保するためにも1街区で使っていただいた方が、より良い市街地が将来できるかもしれない。その実現のために、協議調整型という手法をしっかりと入れていただく必要があると考えている。次に地権者の方々とお話をする際には、本日の審議会を受けて、そういう地区計画であれば、将来の子供たちに残すまちを担保できるのではないかとということで、議論をしていただかないともう間に合わない

スケジュールでは、市の都市計画決定案件を諮問するのは令和6年1月の予定だが、実際には7月から9月の県の都市計画審議会ではほぼ原案が出て、議論を行うはずなので、もし大和市は取り下げますという場合、その前に取り下げなくては、県が拒否すると思われる。そういう意味でも、どのような地区計画にするかという点を、県の都市計画審議会に合わせて、その前に内容を固めておく必要がある。そうでなくては、はっきり決まる前にはしごが外れてしまうような話になる。是非8月ぐらいまでの間に、予定では都市計画審議会が5月に1回のみだが、場合によっては1回臨時で入れていただくことも含めて、検討していただきたい。

(事務局)

是非、検討・研究させていただきたい。

(委員)

2点のコメントと、2点の質問をしたい。これまでの議論を踏まえて、C地区の緑地率の最低限度を14パーセントに設定することに賛成である。また、地区計画の記載について、備考欄に市長と協議するという内容を入れていくというご意見に関しても賛成である。

質問だが、この議論が行われているこの審議会そのものは、公開型であり、誰でも傍聴可能である。前回も今回も大事な議論をしているが、地権者や事業者の方が来られない。これは当たり前なことだと考えているのか。また、声をかけられているのか。なぜ、地権者や事業者の方が来られないのかという点が質問である。また、市の方から声かけはしているのかという確認をしたい。次回は、こういった大事な会議に来ていただいた方がいいのではという点も意見したい。

(事務局)

都計審の開催については、地権者や事業者の方々に個別の案内等はしていない。

(委員)

距離も近いはずなので、是非来ていただきたい。地権者や事業者にとって、大事な議論

でもある。審議会についての情報をインプットしてあげた方が良いのではないか。ぶつかる場ではなく、協議していく場を情報公開していくことも大事である。

(会長)

当然伝わっているものだと思っていた。私が何も事務局に言わなかったのがまずかったのかもしれない。本日はこれしか案件がない中、なぜ来ないのだろうと私も思っている。強制されるものではなく、次回来るかどうかは各々の決めることだが、この案件についての審議がほとんどの時間をとっていることも含めて、お伝えしていただきたい。

(委員)

議員はこの審議会に変更になるため、意見を申し上げておきたい。会長や各委員のお話を聞いていて、審議会の在り方の根本を見せていただいたような気がする。議会も見習わなくてはいけない。将来に渡って、子供たちへの思いで、なくなったら困るものを残していくために、是非とも審議会の力を見せていただいて、これからの審議会も実りあるものにしていただきたい。

(委員)

各委員のご意見が形になっていくことで、市民にとっても良い形で残っていくと感じる。SDGsには、17の目標があるが、11番目のまちづくりがその全てと関連して形になっていけば、結果として持続可能なものになる。この中央森林東側地区を開発し、大きな目標を達成していく際にも、このSDGsの考え方をまた取り入れていただいて、教育や健康等、全てのものにまちづくりが関連していくような形を目指していただきたい。

(委員)

大変素晴らしい審議会だと感じている。行政としては、なかなかやりくりできない部分もあるかと思う。地権者も多く、それをまとめる作業は大変なご苦勞であろう。しかし、ここで踏ん張っていただかなくては、何もなくなってしまうのかと思うため、ぜひ引き続きよろしくお願ひしたい。

(委員)

会長がおっしゃったとおり、行政のやったものをただ承認するだけの機関であってはいけないという点、そのとおりだと考えている。こういった姿勢を、次の議会にも生かしていきたい。ありがとうございました。

(会長)

本日、また繰り返しの議論も多かったが、核心を突いていた。画竜まで描いたので、点睛を欠かないようにしていただきたい。次回の都市計画審議会でも、また議論させていただ

ければと思う。

それでは、ただいまの大和都市計画区域区分(中央森林東側地区)について、諮問案通り答申してよいという方の挙手をお願いする。

(委員の全員が挙手)

(会長)

出席委員全員が賛成なので、本案件については、諮問案のとおり答申させていただく。なお、答申の方法については会長に一任とさせていただきたい。

それでは、「その他」として事務局から何かあるか。

～その他「第8回線引き見直し」について事務局の説明～

(会長)

ちょうど7回目が決まろうという状況であり、次の8回目がシームレスに始まるということである。大和市としてどのように対応するか、この市街化調整区域の問題としては、もう一つの大きな課題として、中央林間内山地区をどうするかという問題である。住宅が建て込んできていて、将来どうするかも含めた市の考えもあると思う。このスケジュールは、今後8回目、そして更に9回目へと繋がっていく。我々の任期は短いですが、長期的展望のもとに、都市計画の大前提としてどのような目標で長期的に大和市の都市作り・まちづくりを考えるのか。その根幹がここにあるため、是非色んな機会を用意していただき、我々の審議の場に提供していただきたい。

「その他」として事務局から何かあるか。

～事務局の説明(次回の都市計画審議会の開催日程の報告)～

(会長)

了解した。これをもって本日の審議は終了とする。～以上～